

東都医支発第406号
(地区第252号)
令和2年4月30日

地区医師会産業保健担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 天木



新型コロナウイルス感染症に係る日本医師会認定産業医制度における
更新申請の特例措置について

平素より、本会が実施いたします各種事業に対しまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効期間内に日本医師会認定産業医の更新要件を満たすことが困難となった認定産業医に対して、東京都医師会では別紙のとおり取り扱うことといたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下関係会員へのご周知方ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

【担当】

(公社) 東京都医師会 支援部医療支援課
TEL 03-3294-8821 (代表)
E-mail : shien@tokyo.med.or.jp

新型コロナウイルス感染症に係る日本医師会認定産業医制度における 更新申請の特例措置について（東京都医師会での取扱い）

1. 対象者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、有効期間内に日本医師会認定産業医の更新要件を満たすことが困難となった認定産業医。
- ・有効期限が令和2年（2020年）11月末までの認定産業医。

2. 特例措置

本来の有効期限満了日の翌日から6ヶ月間を単位取得のための猶予期間とし、猶予期間内に申請に必要な単位を取得する。更新要件20単位以上が取得でき次第、提出物（3. 提出物参照）と合わせて速やかに更新申請手続きを行う。

3. 提出物

- ・日本医師会認定産業医更新申請書（申請書1枚目の左上に『特例措置』と記載）
- ・申請に必要な単位を貼付した産業医学研修手帳または単位シール
（更新研修、実地研修、専門研修各1単位以上かつ合計20単位以上。有効期間内及び特例措置による猶予期間内に取得した単位のみ有効。）
- ・審査登録料 10,000円

4. 注意事項

本特例措置については、有効期限の延長では無いため、更新申請承認後の次回有効期間は、現在の有効期限満了日の翌日から5年間となる。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置とし、今後対象者の変更及び措置解除となる場合は、改めて通知する。

なお、本特例措置は認定産業医の個別事情を勘案し、日本医師会認定産業医制度運営委員会にて審議される。

以上